

総 評 相 第 53 号
平成 25 年 3 月 8 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

総務省行政評価局長

奨学金の返還に係る据置期間の利息の徴収について（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私の息子は独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、貸与終了後すぐに返還したいと考えていた。しかし、返還開始まで 6 か月の据置期間があり、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還しても貸与総額に対する 6 か月分の利息（以下「据置期間利息」という。）が発生するとの説明を受けた。早く返還したとしても、据置期間利息が変わらないことに納得いかないもので、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する場合には、据置期間利息を減額する等の措置を講じてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取した結果、「奨学生に対して、公正な制度であるべきとの考え方が基本であり、利息の再計算について検討を要請すべきである。」等の意見がありました。それらを踏まえて検討した結果、当省としては、下記のとおり、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する者に対して、据置期間利息の再計算を行う等必要な措置を講ずる必要があると考えます。

なお、これらに対する貴機構の措置結果等について、平成 25 年 6 月 10 日までにお知らせください。

記

1 独立行政法人日本学生支援機構における奨学金制度

(1) 奨学金の種類等

独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）は、

経済的理由により修学が困難である優れた学生に対し、学力基準、家計基準を設けて、無利息の第一種奨学金及び貸与終了後は利息が発生する第二種奨学金の貸与事業を行っている。

第一種及び第二種奨学金の返還期限は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「施行令」という。）第5条第1項の規定に基づき、「貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内で機構の定める期日」とされている。また、利息が発生する第二種奨学金については、①貸与終了時に利率が決定される「利率固定方式」、②貸与終了時に決定された利率を5年ごとに見直す「利率見直し方式」があり、貸与の際に奨学生が①又は②を選択できるとされている。

また、第二種奨学金のうち、据置期間（現在、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月間となっている。）中の利息は、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程（平成16年規程第16号。以下「奨学規程」という。）第26条の規定に基づき、初回返還期日（据置期間の終了した月の翌月27日）から最終回返還期日までの返還で均等に分割して徴するものとし、据置期間利息の分割額を各割賦金に含めるものとされている。

（2） 据置期間中に一部繰上返還した場合の取扱い

貸与を受けた奨学金は、施行令第5条第1項の規定に基づき、据置期間中であってもその一部又は全部を繰上返還ができることとされている。しかし、第二種奨学金については、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還したとしても、奨学規程第27条の規定に基づき、初回返還期日（据置期間の終了した月の翌月27日）に返還したものとみなされ、据置期間利息は各割賦金に含めて徴収されることとなる。

2 日本学生支援機構の意見

（1） 据置期間の制度を設けている理由

奨学金は経済的理由により修学困難な学生に貸与するものであることから、奨学生が貸与終了後直ちに返還することは困難であると考えられる。貸与終了後、社会人となるなど新たな環境で生活することとなった当初は、様々な出費が重なる等、奨学金の返還を開始するに適當でない状況にあると想定されることから、据置期間を設けずに、奨学生に対して貸与終了後直ちに返還の義務を生じさせることは、経済的理由により修学困難な者を支援するという奨学金制度の趣旨に沿わないと考えている。

また、貸与総額、利率等が確定するのは卒業の直前（3月上旬頃）であり、これを踏まえて日本学生支援機構では、本人から学校経由で提出させた必要書類等に基づき、据置期間後の10月の初回返還期日に向けて本人、保証人等の情報整備及び割賦額、その内訳の算出等の処理を行い、本人等への割賦額が確定した旨の通知（8月頃に実施）等の処理を行っている。

(2) 初回返還期日までの据置期間中に一部を繰上返還した場合、据置期間利息を再計算しない理由

前記(1)のとおり、据置期間は奨学生が貸与終了後直ちに返還することは困難であると考えて設けているものであり、基本的にこの期間中の返還は想定していない(ただし、個別の返還者の利便性を考慮し、据置期間中であっても、返還額の一部又は全部について繰上返還ができることとしている)。

また、事業運営に国費が投入されている独立行政法人としては、利用者へのサービスや利便性の向上と、国費が投入されている事業運営に係る経費を抑制することによる国(国民)の負担の軽減とを比較衡量して、種々の取扱いを決定すべきものであると考えている。日本学生支援機構の奨学金事業については、利用者へのサービスや利便性の向上のため、①在学中は無利息、返還中は低金利(第二種奨学金)であること、また、②繰上返還に伴う手数料は不要であること等、奨学金制度の趣旨に沿って利用者の経済的な負担軽減の配慮がなされている。

据置期間中の一部繰上返還に際して据置期間利息を再計算する場合、それに伴う新たな事務処理が発生し、奨学金業務システムの改修も必要となる。しかし、据置期間中に一部繰上返還を希望する第二種奨学金の利用者はごく一部(平成23年3月貸与終了者約20万人のうち約60人)に限られ、それらの利用者に対して制度上既に盛り込まれている経済的負担の軽減に加えて、再計算により更に負担を軽減することと、事業を低コストで運営することとを比較衡量して、後者が適当であると考え、据置期間中の一部繰上返還について現行の取扱いとしているものである。

(3) 据置期間利息の取扱いに係る改善の可否

据置期間中に一部繰上返還した際に据置期間利息の再計算を行う場合、据置期間中に一部繰上返還を希望する利用者に対して既に制度上盛り込まれている経済的負担の軽減に加えて、更なる負担軽減を図るために国費から奨学金業務システムの改修経費を投入することについて、国民の理解が得られるか、また、国の厳しい財政状況の下、新たな予算(運営費交付金等)の確保は困難な状況であるため、奨学金事業実施経費を削減せざるを得なくなり、学生、返還者等の利用者に対するサービスの低下が懸念されること等の課題を踏まえた上で、慎重な検討が必要であると考えます。

なお、据置期間利息の取扱いを改善する方法としては、他に①据置期間を無利息とする方法、②現在6か月と設定している据置期間を学生の選択制とする方法が考えられる。しかし、①については、利子補給としての国費の負担の増加につながることや既に返還を終えた者及び返還中の者との公平性の観点等から問題があるため、実施は困難であり、また、②については、全ての貸与終了者が選択したもののうち最短の据置期間に合わせて、本人及び保証人等の情報整備や本人等への通知の発出等の事務に係る期間を短縮する必要があるが、

新規返還者は年間数十万人規模で推移しており、事務処理上、実施は困難であると考えている。

3 改善の必要性

日本学生支援機構が行う奨学金の貸与事業のうち、利息が発生する第二種奨学金については、本件の行政相談の申出にあるように、据置期間中に一部繰上返還を行ったとしても、据置期間利息は一部繰上返還を行わない場合と同様に各割賦金に加えられることとされており、一部繰上返還をしたことによる据置期間利息の軽減がなされず、不合理な扱いとなっている。

したがって、日本学生支援機構は、据置期間中に貸与総額の一部を繰上返還する者にとって不利益となっている現状の取扱いを改善するために、据置期間利息の再計算を行う等の措置を講ずる必要がある。